

**都道府県等においては、本事務連絡等に基づき、催物の開催制限について、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、本事務連絡等に基づき、適切な周知・助言等を行われたい。**

**事務連絡  
令和3年6月30日**

**各都道府県知事 殿**

**各府省庁担当課室 各位**

**内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長**

**催物の開催に係る事前相談等の際の  
フォーマット等について**

令和3年6月17日付け事務連絡「基本的対象方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」1.（5）⑥（Ⅱ）アにおいて、「ＨＰ等にイベント開催時に必要な感染防止策のチェックリスト、大声・歓声等なしの実績疎明資料、結果報告資料等のフォーマットを掲載・公表し、主催者等が入手可能な状態とすること。関係各府省庁及び各都道府県との連携を図る観点から、今後、必要に応じフォーマット等を示すので、留意されたい。」としたところ、別添1のとおり催物の開催に係る事前相談の際のフォーマット等を作成したため、各都道府県において、適宜追記・修正の上、ＨＰ等に掲載・公表されたい。

また、同事務連絡1.（5）⑥（Ⅱ）アにおいて、「主催者等が資料を電子媒体で提出できるよう、メールアドレス等の連絡先を設けること（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室において、各都道府県の窓口一覧を作成する）。」としたところ、別添2のとおり窓口一覧を作成したため、併せてＨＰ等に掲載・公表されたい。